



Title	能大友藤林権左衛門の觀世家入門：中津藩町方記録 『惣町大帳』の記事を中心に
Author(s)	中尾, 薫
Citation	演劇学論叢. 2010, 11, p. 172-196
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97458">https://doi.org/10.18910/97458</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 能大夫藤林権左衛門の観世家入門

——中津藩町方記録『惣町大帳』の記事を中心に——

中尾 薫

## はじめに

昔の稽古の厳格なりしは、今と比して雲泥の差あり。旧幕の頃筑前の御役者、藤林某遙々海山千里を隔つる江戸に出でて弓町の観世太夫の家に寄寓し、業を修め名声あり。ひとと、せ国元より急用ありとの便りを得て帰国せんと家元に皆伝をせまりしに、融の「忘れたり秋の夜の」の趣味あらはれずとて許されず、藤林なくく帰国の途につき六郷の渡しにて、月のありける夜、かの丘に包を忘れしを思ひつき「忘れたり秋の夜の月」と謡ひ、喜び勇んで、河に飛び込み、一目散に弓町の師の宅へかへりつき、「忘れたり秋の夜の」と謡ひ、皆伝を得て國へ帰りしとぞ。一は芸を重んずる、他は芸に熱心なる千載の佳話と云ひつべし。

右は、横井春野『能楽全史』において、九州地方の能楽について概観した項に挿入された逸話である。<sup>(1)</sup> 出典は詳らかでないが、筑前の御役者「藤林某」がはるばる九州より江戸へ出向き、

観世大夫家で修業をしていたこと、情趣がうまく表せぬ免許を得ることができなかつた『融』の「忘れたり秋の夜の」の謡をめぐつて、帰途中に持つていた包を忘れたのをきっかけに「忘れたり」の謡を体得したことが、生き生きと描かれている。このフィクションのような話に登場する「筑前の御役者、藤林某」(棒線部)は、結論を先に述べれば、実在の九州の能役者で、江戸の観世大夫とは、十五代観世大夫元章のことと推定される。そのことを知る史料は、筑前ではなく、豊前の国中津藩の町方記録『惣町大帳』である。以下では、『惣町大帳』の記述を中心、「藤林某」に該当すると思われる、中津藩の能大夫藤林権左衛門の活動を追っていく。すなわち、史実として、九州の能大夫が江戸観世大夫の直弟子となつた軌跡をたどつていくわけである。

—— 中津藩大貞八幡宮御神能と歴代能大夫  
中津藩には、全国八幡宮の総本宮である宇佐八幡宮があり、

ここでの御神能は細川忠興の再興から数えて三九〇年間の歳月を経た今も奉納されている。一方、今は途絶えているものの、記録によれば寛永十七年（一六四〇）に四代将軍家綱公の誕生を祝つて、時の藩主小笠原信濃守長次によつて創始され、奥平氏に代わつた後も引き継がれ、幕末から大正期頃まで奉納されていたのが、大貞八幡宮薦神社の御神能である。<sup>③</sup>

大貞八幡宮の御神能については、中村格氏が「能の保護奨励と領民の負担——大貞薦神社神事能の場合——」（『中世文学論叢』、一九七六年七月<sup>④</sup>）において、御神能の運営は領民の負担によるところが大きかつたことを中津の町方記録『惣町大帳』『市令録』から指摘されているほか、小林健二氏が「中津藩の神事能——『中津藩能番組』をめぐって——」（『能楽研究』、二〇〇三年三月）において、法政大学鴻山文庫蔵『中津藩能番組』（史一三九六）をめぐつて、御神能に出演した能役者について検討された論考がある。<sup>⑤</sup>また、論文にはなつていないものの、『中津藩能番組』の元の持ち主である江島伊兵衛氏が中津藩の能楽関連の記事を

『惣町大帳』『市令録』などから抽出したメモ（能楽研究所蔵、「浅井織之丞」と書かれた缶箱入り）がある。<sup>⑥</sup>ちなみに、本稿は、そのメモに記されていた（明和の改正）時における中津の能大夫藤林権左衛門の応対と思われる記事を目にしたことから、調査を進めたものである。なお、江島氏メモには、古川富太『中津能樂史稿本書抜』を参考にしている旨が記されているが、この書についてはこれまでにその存在を確認しえなかつた。

寛永十七年〔一六四〇〕

宇佐能太夫

小川庄兵衛〔A〕

是者村山忠左衛門前ニ有

右之もの來り暫く大貞神能相勸候

村山忠左衛門〔B〕

貞享元子年〔一六八四〕太夫役御免

さて、大貞神宮の御神能は、中村氏の指摘されるとおり、領民すなわち町会所に運営が任されており、その詳細が中津惣町の町会所記録『惣町大帳』に克明に記されている。<sup>⑦</sup>これによれば、御神能は能大夫のほか、能大夫の指導のもと毎年八月十五日の祭礼にむけて稽古をつんだ町人が出演していた。能大夫は、能を專業とする玄人で、以下でみていくように、元禄四年以降の能大夫は扶持を頂戴しており、享保三年の奥平氏入国以後は中津城内の御能を勤めていることも確認できる。<sup>⑧</sup>しかし、あくまでも本業は大貞神宮の祭礼だったようで、武士階級というよりは町人たちと密接にかかわっていた。その身分も町民に類するものだつたらしいが、この能大夫の身分については稿を改めることとし、ここではまず、『市令録』第二輯「能太夫之部」によつて、『惣町大帳』の筆録開始の享保三年以前をふくめた、大貞御神能の歴代大夫について概観してみよう（[西暦]と[A]は私に補つた）。

同人甥

日吉三郎右衛門【C】

幸之丞死後  
權左衛門事

藤林左仲【I】

貞享二丑年【一六八五】<sup>⑥</sup> 吏

京都々御呼下太夫役被 仰付候而京町太夫屋敷江引移

秋田七郎右衛門【D】

同人江戸師家江入門金申出候ニ付、能金之内より金弐百疋  
遣ス

同三年寅二月

一、不身持ニ付御暇被下候

右ニ付能行司、世話人京都近江守屋敷右衛門 江御暇被下候趣、  
以書状懸合申遣ス

貞享二寅年【一六八六】<sup>⑦</sup> 吏

中村助之進【E】

南都る罷下り相勤候、元禄四未年々御扶持被下之

元禄六酉年【一七九三】

藤林甚兵衛【F】

改名 休也

京都る罷越、太夫役被 仰付候

御當代ニ相成、同人家江代々太夫職被 仰付候

享保九年【一七二四】<sup>⑧</sup> 吏

藤林権左衛門【G】

親休弥死後権左衛門幼少ニ付、左之もの京都る參り、太夫相勤候

宝生流 寺岡幸之丞【H】

一、觀世流三上彦四郎与申もの年来御訪当地江参り、謠世話いたし、  
舛屋彦四郎ト改、住居。死後断絶（朱筆）

同年の大貞神能は南都から來た中村助之進【E】が勤め、五  
年後の元禄四年（一六九一）からは御扶持を頂戴するようになる。  
この中村助之進については、宮本圭造氏が『上方能楽史の研究』  
において、金春八郎重栄の有力な弟子で、南都櫛宜衆であった  
らしいこと、元禄年中に越後長岡藩に召し抱えられていること

を紹介されている人物が該当するだろ<sup>(1)</sup>う。中村助之進が中津藩

のお抱え大夫だったのは、年代からして長岡藩に召し抱えられる直前のことである。もつとも、そう長くは続かず、二年後には、京都から来た藤林甚兵衛【F】が大夫役を仰せつけられている。『中津藩能番組』から中村助之進の出演記録を確認してみると、貞享三年から元禄四年までの毎年と、元禄六年、元禄八年、元禄十年に出勤している。つまり、中村助之進の大貞御神能出勤の初出は『市令録』の大夫職に任せられた年と一致するものの、次の能大夫藤林甚兵衛が大夫職を得た元禄六年と、それ以降も隔年で二回の計三回は大貞御神能に出勤していることになる。<sup>(12)</sup>なお、元禄六年～元禄十年は、藤林甚兵衛も出演している。<sup>(13)</sup>その理由は詳らかではないが、この間前大夫と新大夫が同時に出勤していたことになる。

中村助之助に代わった藤林甚兵衛以後、藤林家の者が中津藩の能大夫職を世襲していくことあるが（「御官代ニ相成、同人家江代々太夫職被仰付候」）、甚兵衛の素性について『市令録』第二輯の「能太夫之部」では、京都から來たことと、のちに改名して「休也」と名乗つたこと以外は記されていない。能勢朝次『能楽源流考』によれば、丹波矢田神社の社記に、貞享四年（一六八七）九月二十二日の矢田神社祭礼で、矢田大夫の代わりに藤林甚兵衛という名の者が勤仕していることが指摘されている。この人物が六年後に中津藩能大夫として抱えられた甚兵衛と同一人物と考へてよいだろう。丹波猿楽の矢田大夫の代わりを勤められるほ

どの実力をかれ、中津の能大夫職を得たと推察される。<sup>(14)</sup>

ところで、藤林甚兵衛は、『市令録』の「能太夫の部」によれば、三十七年間能大夫の職にあつたことになり、つづく権左衛門【G】へ代替わりをしたのは、享保九年（一七二四）である。このとき「親休弥死後、権左衛門幼少ニ付」と、嗣子権左衛門【G】の成長を待つ間、宝生流の寺岡幸之丞【H】が大夫役を代勤したとある。そして幸之丞の死後、成長して大夫職を引きついだ権左衛門【G】が「左仲」【I】と改名し、江戸師家に入門したとよめる（同人江戸師家江入門金申出候二付、能金之内より金武百疋還ス）。そして、この江戸師家がすなわち觀世大夫家であり、本稿の冒頭でしめした「藤林某」の話と結びつくようである。しかし、ここは、右のよう理解してはならず、権左衛門【G】と、権左衛門こと左仲【I】へのつながりについては、なお検討が必要と思われる。結論を先に述べれば、右は二人の権左衛門についての記述であるということなのだが、次章で詳しくみていく。

## 二 藤林家の系譜

表一は、『中津藩能番組』から藤林姓の役者と所演曲名を抽出し、年代順にまとめたものである。「添書」欄にしめしたのは、番組中で氏名の頭に添え書きされたもので、同番組の記述が正確であるという前提にたてば、この添書によって、たとえ改名

していても同一人物であるかどうか判断ができる。表 I によれば、藤林甚兵衛の大貞神能における初出勤は元禄六年（一六九三）で、『竹生嶋』『井筒』『紅葉狩』の三曲を勤めている。これは『市令録』の「能太夫の部」で、甚兵衛（休也）【F】が元禄六年から大夫職にあつた旨の記述と一致する。

さて、問題なのは、甚兵衛の跡を継いだ権左衛門が幼少のため、大夫を勤めていたという寺岡幸之丞が出勤していた享保十三年（一七二八）～享保十六年（一七三一）以前、正徳五年（一七一五）からその名がみえる「権左衛門」である。『市令録』の「能太夫の部」を前章のように解すれば、「親休也」の役後、権左衛門を前章のように解すれば、「親休也」の役後、権左衛門が跡を継いだのは、享保九年（一七二四）であるが、その九年前から舞台を勤めたものを幼少とは言えないだろう。この寺岡幸之丞以前に名がみえる「権左衛門」を、表 I から追つてみると、享保五年（一七二〇）に「権之丞」という添書が付されている。「権之丞」は「権左衛門」の初出より四年前の正徳元年（一七一二）に『芦刈』『正徳』三年に「井筒」「天鼓」を勤めているのが確認できる。「権之丞」という前名があることからも、やはり「権左衛門」はすでに成人していると考えるのが自然である。この「権左衛門」について次にしめす『惣町大帳』明和九年（一七七二）七月六日条が、その素性を解き明かしてくれる。

一、藤林左仲祖父甚兵衛与申者元禄六年從上方御当地へ  
引越參、能太夫相勤申候。左仲父者権左衛門与申候。右權

左衛門筑前甘木ら養子ニ參、甚兵衛家督相続仕能太夫相勤申候、権左衛門相果候砌、只今之左仲幼少ニ御座候而、家業相勤り不申ニ付、寺岡幸之丞与申もの左仲母妹江入智二相成、能太夫相勤申候

これは、『市令録』「能太夫之部」の【I】に該当する左仲が、町年寄格を仰せつけられるのに際して町会所へ提出した「格合書付」の冒頭部分である。ここでは「藤林左仲・父・甚兵衛」は、元禄六年に上方から当地（中津）へ引っ越し能太夫をつとめ、その後「左仲父・権左衛門」が筑前甘木より養子となつて、甚兵衛の家督を継いだと記されている。そして、その「権左衛門」が果てた際に、左仲（I）が幼少であつたため、左仲の叔父にあたる寺岡幸之丞が大夫を勤めたと説明される。つまり、『中津藩能番組』（表 I）において、寺岡幸之丞以前に名がみえる権左衛門（幼名権之丞）は、一代目の権左衛門と考えられるのである。『市令録』「能太夫之部」で、寺岡幸之丞【H】の説明書き「親休弥死後権左衛門幼少ニ付、左之もの京都ら參り、太夫相勤候」にある「権左衛門」は、一代目権左衛門の子、すなわち「権左衛門事・藤林左仲」【I】ということになり、厳密にいえば「親休弥死後」ではなく「祖父休弥」あるいは、「権左衛門ではなく「左仲事・権左衛門」とあるべきところと解される。以上のことと踏まえ、本稿では、便宜上、左仲の父・権左衛門【G】を一代目権左衛門、権左衛門事・藤林左仲（I）を二代目権左

表 I 『中津藩能番組』にみえる藤林姓の役者

年	西暦	添書	名	曲名	
元禄6	1693		基兵衛	竹生島	
元禄6	1693		基兵衛	井筒	
元禄6	1693		基兵衛	紅葉狩	
元禄7	1694		基兵衛	藤次	
元禄7	1694		基兵衛	安達原	
元禄8	1695		基兵衛	弓八幡	
元禄8	1695		吉之進	横井慶	
元禄8	1695		基兵衛	野宮	
元禄8	1695		基兵衛	舟船	
元禄9	1696		基兵衛	和布刈	
元禄9	1696		吉之進	小袖曾我	
元禄9	1696		基兵衛	瓶太鼓	
元禄10	1697		吉之進	岩経	
元禄10	1697		基兵衛	芭蕉	
元禄10	1697		吉之進	星界	
元禄11	1698		基兵衛	賀茂	
元禄11	1698		吉之進	八島	
元禄12	1699		吉之進	金札	
元禄12	1699		基兵衛	酒仲	
元禄12	1699		基兵衛	張良	
元禄13	1700		吉之進	経政	
元禄13	1700		吉之進	橋貴妃	
元禄14	1701		吉之進	西王母	
元禄14	1701		基兵衛	賀茂	
元禄14	1701		基兵衛	松風	
元禄14	1701		基兵衛	柏崎	
元禄14	1701		吉之進	自然居士	
元禄14	1701		吉之進	雷電	
元禄14	1701		吉之進	土蜘蛛	
元禄14	1701		吉之進	琴々(前)	
元禄14	1701		吉之進	経政	城
元禄14	1701		基兵衛	羽衣	造力
元禄15	1702		吉之進	和布刈	
元禄15	1702		基兵衛	因幡	
元禄15	1702		基兵衛	富士太鼓	
元禄15	1702		吉之進	紅葉狩	
元禄16	1703	甚左衛門	江口		
元禄16	1703	甚左衛門	融		
元禄16	1703	甚左衛門	美上		
元禄16	1703	甚左衛門	春栄		
宝永1	1704	甚左衛門	輪藏		
宝永1	1704	甚左衛門	船井慶		
宝永1	1704	甚左衛門	班女		
宝永1	1704	甚左衛門	三井寺		
宝永2	1705	甚左衛門	鶴御		
宝永2	1705	甚左衛門	賀茂		
宝永3	1706	甚兵衛	高砂	城	
宝永3	1706	甚左衛門	井筒	城	
宝永3	1706	甚左衛門	印鄭	城	
宝永3	1706	甚左衛門	三絆		
宝永3	1706	甚左衛門	水室		
宝永3	1706	甚兵衛	道成寺		
宝永4	1707	甚兵衛	立田		
宝永4	1707	甚兵衛	源人	城	
宝永4	1707	甚兵衛	竹生島	城	
宝永5	1708	吉之進こと	甚左衛門	橋貴妃	

延享2	1745		吉之進	羅生門	
延享3	1746		吉之進	春栄	
延享3	1746		吉之進	大佛供養	城
延享3	1746		吉之進	羅生門	城
延享3	1746		吉之進	擅座	城
延享4	1747	甚兵衛こと	權左衛門	弓八幡	
延享4	1747	前左	權左衛門	三井寺	
延享4	1747	前左	權左衛門	藍染川	
延享4	1747	甚兵衛こと	權左衛門	高砂	城
延享4	1747	甚兵衛こと	權左衛門	春日龍神	城
延享5	1748	前左	權左衛門	麻野	城
寛延1	1748	前左	權左衛門	野宮	
寛延1	1748	前左	權左衛門	雲雀山	
寛延1	1748	甚兵衛こと	權左衛門	大江山	
寛延2	1749	前左	權左衛門	志賀	
寛延2	1749	前左	權左衛門	天鼓	
寛延2	1749	前左	權左衛門	鉢輪	
寛延3	1750	前左	權左衛門	葵上	
寛延3	1750	前左	權左衛門	鉢木	
宝暦1	1751	前左	權左衛門	井筒	
宝暦1	1751	前左	權左衛門	花蓮	
宝暦2	1752	前左	權左衛門	班女	
宝暦2	1752	前左	權左衛門	漁人	
宝暦2	1752	前左	權左衛門	土蜘蛛	
宝暦2	1752	前左	權左衛門	羅生門	城
宝暦2	1752	前左	權左衛門	突盛	城
宝暦2	1752	前左	權左衛門	百万	城
宝暦3	1753		權左衛門	高砂	
宝暦3	1753	前左	權左衛門	天鼓	
宝暦3	1753	甚兵衛こと	權左衛門	大江山	
宝暦4	1754	前左	權左衛門	安窓	
宝暦5	1755		吉之進	白蘿	
宝暦5	1755	前左	權左衛門	柏崎	
宝暦5	1755	甚二郎こと	甚兵衛	現在夜鳥	
宝暦5	1755	後ノ	甚兵衛	張虫	
宝暦5	1755	吉之進こと	甚兵衛	絹政	城
宝暦6	1756	前左	權左衛門	掛鶴	
宝暦6	1756	前左	權左衛門	松山鏡	
宝暦7	1757	前左	權左衛門	麻野	
宝暦7	1757	前左	權左衛門	船弁慶	
宝暦8	1758	前左	權左衛門	唐船	
宝暦8	1758	前左	權左衛門	谷行	
宝暦9	1759	甚兵衛こと	權左衛門	五井	
宝暦9	1759	前左	權左衛門	鉢木	
宝暦9	1759		權左衛門	高砂	童
宝暦9	1759		繕之助	扇坂	童
宝暦10	1760	前左	權左衛門	井筒	
宝暦10	1760	前左	權左衛門	葵上	
宝暦10	1760	前左	權左衛門	龍虎	
宝暦11	1761	前左	權左衛門	絃上	
宝暦11	1761		權左衛門	弓八幡	城
宝暦11	1761	前左	權左衛門	羅生門	城
宝暦11	1761	前左	權左衛門	船弁慶	城
宝暦12	1762		權左衛門	芭蕉	
宝暦12	1762		繕之助	掛鶴	
宝暦12	1762		繕之助	舍利	童
宝暦12	1762		繕之助	舍利	城

寛保14	1729		寺岡幸之丞	景清	城
寛保14	1729		寺岡幸之丞	定家	城
寛保16	1731		寺岡幸之丞	天鼓	
寛保19	1734	前左	權次郎	金札	
寛保20	1735		權次郎	扇	
寛保21	1736	前左	權次郎	是界	城
寛保21	1736		甚兵衛	狸々	城
元文1	1736	前左	甚兵衛	東北	
元文2	1737	前左	甚兵衛	雷電	
元文2	1737		時五郎	後成忠則	
元文3	1738	前左	甚兵衛	巻鏡	
元文3	1738	前左	甚兵衛	大江山	
元文3	1738	前左	甚兵衛	姜老	
元文3	1738		松之助	花月	
元文4	1739	前左仲二	甚兵衛	高炒	
元文4	1739	前左	甚兵衛	梅枝	
元文4	1739	前左	甚兵衛	皇帝	
元文4	1739	前左	甚兵衛	蟠通	
元文4	1739		松之助	扇	
元文5	1740	前左	甚兵衛	水室	
元文5	1740		甚兵衛	弓八幡	
元文5	1740		金次郎	熊坂	
元文5	1740		金次郎	巴	
元文5	1740		松之助	花月	
元文5	1740	前左	甚兵衛	清時田村	
元文5	1740	前左	甚兵衛	通小町	
元文5	1740	前左仲	甚兵衛	白鬚	城
元文5	1740		甚兵衛	春日龍神	城
寛保1	1741		甚次郎	現在夜島	
寛保1	1741	吉之進こと	甚次郎	鶴	城
寛保1	1741		甚次郎	經政	城
寛保1	1741	前左	甚兵衛	三輪	城
寛保1	1741	前左	甚兵衛	安達原	城
寛保1	1741	前左	甚兵衛	蟠通	
寛保1	1741	前左	甚兵衛	兼平	
寛保2	1742	前左	甚兵衛	扣布刈	
寛保2	1742		甚次郎	巴	
寛保2	1742	前左	甚兵衛	春榮	
寛保2	1742		甚次郎	小塙	
寛保2	1742		甚次郎	船弁慶	
寛保2	1742		甚兵衛	弓八幡	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	皇帝	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	五井	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	頬改	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	忠削	城
寛保2	1742		甚次郎	田村	城
寛保2	1742		甚次郎	女郎花	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	杜若	城
寛保2	1742	前左	甚兵衛	夕顔	城
寛保2	1742		甚次郎	雷電	城
寛保3	1743		吉之進	通盛	
寛保3	1743	前左	權左衛門	千手	
寛保3	1743		吉之進	土蜘蛛	
寛保3	1743	前左	權左衛門	鉢輪	
延享1	1744		吉之進	盛久	
延享1	1744		吉之進	紅葉狩	
延享1	1744	前左	權左衛門	難波	城

天明5	1785	後左	權左衛門	春栄	城
天明5	1785	後左	權左衛門	鉢木	ケイコ
天明8	1788		安次郎	鶴	
天明8	1788	後	左仲	老松	
寛政1	1789		安次郎	俊成忠則	
寛政1	1789	後ノ	左仲	夕顔	
寛政1	1789	後	左仲	俊寛	
寛政2	1790	後ノ	左仲	松風	
寛政2	1790	後ノ	左仲	鶴道	
寛政2	1790	後ノ	左仲	船井慶	城
寛政2	1790	後ノ	左仲	俊成忠則	城
寛政3	1791	後ノ	左仲	三井寺	
寛政3	1791	後ノ	左仲	安宅	
寛政3	1791	後ノ	左仲	経政	
寛政9	1797	後ノ	左仲	国柄	
寛政9	1797	後ノ	左仲	山姥	
寛政9	1797	後ノ	左仲	松風	城
寛政9	1797	後ノ	左仲	鶴綱	城
寛政9	1797	後	左仲	俊寛	城
寛政9	1797	後ノ	左仲	実盛	打合
天明1	1830	後左	權左衛門	藤戸	
天明1	1830	後左	權左衛門	郷鄰	舞台開
天明2	1831	後左	權左衛門	七騎落	
天保5	1834	後左中	權左衛門	現在夜鳥	電力

宝暦12	1762	前左	權左衛門	松風	城
宝暦12	1762		權左衛門	野宮	城
宝暦12	1762	前左	權左衛門	羽衣	竜
宝暦13	1763	甚兵衛こと	權左衛門	三輪	
宝暦13	1763	前(後を消)	權左衛門	自然居士	
宝暦13	1763		次郎次	殺生石	
明和2	1765	前左	權左衛門	九世戸	
明和2	1765	前	左仲	遊行柳	
明和2	1765		次郎次	楊貴妃	
明和2	1765	前左	權左衛門	海人	城
明和2	1765	甚兵衛こと	權左衛門	白鯨	城
明和2	1765		次郎次	大蛇	城
明和3	1766		次郎次	難波	
明和3	1766	前左	權左衛門	寒盛	
明和3	1766		次郎次	大蛇	
明和4	1767		次郎次	和布刈	
明和4	1767	前左	權左衛門	山姥	
明和4	1767		次郎次	皇帝	
明和5	1768		次郎次	野寺	
明和5	1768	後左	次郎次	鉄輪	
明和5	1768	前	左仲	弱法師	
明和6	1769	後左	次郎次	海人	
明和6	1769	前	左仲	俊寛	
明和6	1769	前左	權左衛門	唐船	城
明和6	1769	前左	權左衛門	安宅	城
明和6	1769		次郎次	梅	城
明和6	1769	前	左仲	俊寛	城
明和7	1770	後ノ左仲	權左衛門	箕茂	
明和7	1770	前	左仲	定家	
明和7	1770	後左	權左衛門	烏帽子折	
明和7	1770	後左	權左衛門	羅生門	
明和8	1771	後左	權左衛門	融	
明和8	1771	前	左仲	景清	
安永1	1772	前	左仲	昭君	
安永2	1773	後左	權左衛門	弓八幡	
安永2	1773	後左	權左衛門	芭蕉	
安永2	1773	前	左仲	一角仙人	
安永4	1775	前ノ	左仲	国柄	
安永5	1776	後左	權左衛門	水室	
安永5	1776	前	左仲	頼政	
安永5	1776	後左	權左衛門	盛久	
安永5	1776	後左	權左衛門	紅葉狩	
安永6	1777	後左	權左衛門	阿瀧	
安永6	1777	前	左仲	一角仙人	城
安永6	1777	前	左仲	八島	城
安永7	1778	權左衛門こと	左仲	高砂	
安永8	1778	前	左仲	晋知鳥	
安永8	1779	前	左仲	振侍	
安永8	1779	前	左仲	井筒	城
安永9	1780	後左	權左衛門	自然居士	
天明1	1781	後左	權左衛門	吉野夫人	舞台開
天明2	1782	後左	權左衛門	船弁慶	ケイコ
天明3	1783	後左	權左衛門	野宮	
天明3	1783	後左	權左衛門	郷鄰	城
天明3	1783	前左仲子	權左衛門	高砂	城
天明4	1784	後左	權左衛門	柏崎	
天明5	1785	後左	權左衛門	景清	

衛門あるいは左仲と表記を区別することとし、あらためて、表Iを確認してみると、以下にしめすような藤林家の系譜が推察される。なお、その把握にあたっては大きな不整合はないので、「中津藩能番組」は藤林家の歴代やその名乗りの経緯についておおかた正確に記録していると考えてよいように思われる。

表Iによれば、藤林甚兵衛が、中津の大夫となつて十八年間は、中津で能を勤めた藤林姓の役者は、甚兵衛（休也、休弥）とその吉之進（後に甚左衛門と改名）の二人である。しかし、宝永五年（一七〇八）の『頬政』『楊貴妃』『葵上』の所演を最後に甚左衛門の名がみられなくなる。筑前より養子に来た権之丞の名がみられるのが、その三年後の正徳元年（一七一二）である。この吉之進（甚左衛門）について、『惣町大帳』寛政二年（一七九〇）

四月五日条には「祖々父甚兵衛吉之進」（三代目権左衛門こと二代目左仲の口上覚書）という文言がみえる。想像をたくましくするに、吉之進（甚左衛門）は、甚兵衛の実子であつたが早世し、そのため養子をもらひうけるという事態になつたのである。さて、養子となつた権之丞は、正徳五年（一七一五）には権左衛門と名を改めた。そして、しばらくは甚兵衛と養子権左衛門の二人が同時期に出勤していることが確認されるが、享保四年（一七一九）『阿漕』を最後に、甚兵衛は出勤がない。そして、「市令録」の記述によれば、その五年後、一代目権左衛門が甚兵衛【F】の家督を継ぐ。しかし、享保十一年『江口』が一代目権左衛門の最後の上演であり、家督相続からわずか二年ほどで没

したと解される。享保十二年に藤林姓の役者が一人も出ていないのは、あるいは八月の大貞神能直前に一代目権左衛門が幼い子息を残して急逝し、大夫不在のまま町人役者だけで上演する事態になつたのかと推察される。<sup>(15)</sup>その後、一代目権左衛門妻の妹の婚養子という縁者寺岡幸之丞が、二代目権左衛門が成長するまで能大夫をつとめる。<sup>(16)</sup>しかし、享保十六年を最後に寺岡幸之丞の演能記録がとぎれるので、その頃に没したと推察できる。享保十七、十八年に藤林姓の役者が見られないのは、二代目権左衛門がまだ舞台をつとめるのに必要な年齢に達していなかつたためだろう。この二年間は、町人たちと、享保十八年には「ウサ吉田三左衛門」の名がみえるので、交流のあつた宇佐神宮の御神能へ出勤を要請して、急をしのいだのだろう。<sup>(17)</sup>

二代目権左衛門（左仲）に該当する人物の初出は、「前左」すなわち「前の左仲」という意の添え書きがみられる、享保十九年『金札』を勤めた「権次郎」である。これが一代目権左衛門の前名と解される。以下表Iをたどつていくと、二代目権左衛門（左仲）は、享保二十一年には、祖父の名甚兵衛を名乗る。そして寛保三年に父の名「権左衛門」を襲う。左仲と名を改めたのは、「中津藩能番組」によれば、明和二年からであろう。<sup>(18)</sup>

なお、藤林権左衛門には、吉之進という名の弟がおり、やはり中津で能役者をしていたことが『惣町大帳』から知られるが、表Iでは寛保元年『現在夜鳥』（大貞神能）、同年『鶴』（中津城内の演能）を勤めた「甚次郎」がその初出であり、吉之進という

名乗りに改めたのち、宝暦五年（一七五五）以降に、祖父甚兵衛の名を名乗っている。甚兵衛の名は二代目權左衛門も当初名乗っていたので、三代目甚兵衛である。また、宝暦十三年から名がみえる「次郎次」は、後述するように二代目權左衛門の子息で、三代目權左衛門、そして後に二代目左仲を継ぐ人物である。宝暦九年にある「磯之助」は不詳であるが、三代目權左衛門が「次郎次」という名であることから、あるいは「磯之助」が二代目權左衛門の長男で、夭折したのかもしれない。

以上のように、中津藩の能大夫藤林家の系譜とその活躍年代がほぼ明らかになつたところで、本題である觀世大夫との関係について『惣町大帳』の記述をみていくこととする。

### 三　觀世大夫家入門と〈明和の改正〉による動搖

享保九（一七二四）年三月十四日条（『惣町大帳』）に、一代目藤林權左衛門にかんして、次に示すような動きがみられる。

一、藤林權左衛門被申出候ハ、内々被申置候觀世太夫ニ弟子入金子、此度上京被仕候衆ニ頼登らせ申度旨被申置候間、則中真と相談相極、大貞銀之内ら金子弐百疋遣し申候、則銀預りさた、加右衛門令出ル

かねてより内々に伝えておいたことだが、觀世大夫に弟子入

りのための金子を、このたび上京する者に持たせたいと權左衛門から申し出があつたのである。「觀世太夫ニ弟子入金子」とは、すなわち入門金のことであろう。また、「弟子入」とあるからは、享保九年より觀世大夫の直弟子となつたと考えてもよいかと思われる。町会所では相談の結果、八月の大貞祭礼のために積み立てた「大貞銀」から金子二百疋を都合してやることになった。享保九年は、一代目權左衛門が父甚兵衛の家督を継いだ年で、弟子入りを希望した觀世大夫は、年代から十四代觀世大夫清親である。右の条以外に、一代目權左衛門と觀世大夫家の接点を示す記事はみられないが、この二年後には没したと思われるのでは当然といえば当然であろう。

さて、觀世新九郎家蔵『將軍宣下祝賀能日録』によると、延享二年（一七四五）九月二十二日、九代將軍家重の將軍宣下の祝賀能四日目において、『鳥帽子折』（シテ・觀世織之助）のツレに藤林權左衛門の名が確認できる。これは二代目權左衛門のことである。この前年と翌延享三年の三年間、大貞神能では二代目權左衛門は出勤せず、藤林姓の役者は弟吉之進のみなので、この間二代目權衛門はすでに弟子入りを済ませて、觀世師家の元で修行をしており、幸運にも祝賀能への出勤の機会を得たと推察できる。なお、このときの觀世大夫も、父一代目權左衛門が入門した十四代觀世清親である。もつとも、二代目權左衛門の入門のいきさつについては、父の例から、大夫職を継いだ年（享保十九年カ）からそれほど隔てない時期に入門したと類推はでき

るが、「惣町大帳」はその前後冊が欠けているため、詳らかではない。<sup>20</sup> ただし、「市令録」「能太夫之部」の「權左衛門事・藤林左仲」(一)の次に記される「同人江戸師家江入門金申出候ニ付、能金之内より金弐百疋遣ス」が、二代目權左衛門に関する記述であるならば、父と同じく二百疋もの大金を、入門金として大貞銀から都合してもらつたことになる。

ところで、一代目権左衛門が、江戸で將軍宣下祝賀能に出勤

の証文写しが控えられている（六月廿八日付）。この借金をすぐさま江戸観世大夫の周辺での活動にあてるためと考えることはできないが、以下でみていくように観世師家との付き合いや江戸での生活には、多額の費用が必要で、それを度々町会所を通じて借用していたという事情が浮かび上がる。このような動向が顯著になるのが、明和三年以降、すなわち十五代観世大夫元章が断行した能楽改革「明和の改正」直後のことといえる。これから見していく一連の動向は、明和二年（一七六五）に大幅に詞章を改訂して刊行された観世流謡本（いわゆる「明和改正謡本」、以下「明和本」と略す）について、その使用を強制された観世流門弟の対応を、かなり具体的に記録している貴重な記録と思われる所以で、少し詳しく見ていきたい。

明和三年（一七六六）四月二十三日、二代目權左衛門から江戸へ参りたいと申し出がある（惣町大帳』第十輯）。詳細は、同年五月二日条に以下のように記されている。

一、藤林權左衛門、江戸表江參度由内意申出候。其趣意者此度謠文句等相改り候ニ付、參り不申候而ハ家職之筋相立不申候間、何分ニも御相談被成、參り候様ニ御挨拶有之候様致度由申候ニ付、同役中相談ニおよび候。同役中存寄先此節ハ参り不申候が可然由相談究メ候ニ付御奉行様江地合能御伺ひ申上候所ニ其方共、江戸表へ遣候而可然候哉、今一応致相談又々申出候様被仰候。

いことを見込んでのことだろう。案の定、権左衛門は三十両を請求してきただらしい。五月七日条には、

尤三拾両之内、拾両ハ日田表ニ而出来仕候、式拾両之処、<sup>(2)</sup>能方相勤候者共ニ出し吳候様ニ、同役中ニ挨拶ニおよび被下候様ニ致度由、権左衛門申候。右之趣、御奉行様江得と六左衛門申上置候ハ御聞置被成候由、御挨拶有之候。

ある。三十両のうち、十両は日田村から都合できるが、二十両は能方を勤めている者どもから出してくるよう、町会所役中を通じて頼んでほしいと権左衛門が申し出る。しかし、この勝手な申し出が通るわけもなく、五月十七日、役中から能方へ頼むことはできないと返答がある。<sup>(22)</sup> 八月四日、ついに、権左衛門は月番町年寄藤丘衛に直訴に及ぶ。以下の書状を月番町年寄に届けたのである。

戊八月

月番町年寄 藤丘衛殿

藤林権左衛門印

一、此度江戸觀世太夫謡能不残相改、流儀謡能數多ニ相成、私共存不申謡能多く御座候而家業難相立奉存候ニ付、何卒御願申上、出府仕伝來仕度存念も御座候処、私義兼々不如意ニ御座候而中々余分物入之義、自力ニおよひかたく仕合故、隣国ニも弟子等も御座候ニ付夏中令罷越、右之趣意ヲ以、無心等も申候処、當時柄之義故、存候程之義、出来可仕様子ニ相見ヘ不申候ニ付先達而各様、御咄申、町場ヘ御

挨拶も被成被下候義無心申度段申上候処、御挨拶難被成旨被仰候故、段々工面仕見候得共、外ニ方便も無御座、又々無是非申上候。御当地町場も近年別而困窮之趣故、能方ニ罷出候面々へも指付無心等も申かたく、当惑仕候。乍去頼母子同意之助精致吳候ハヽ、猶又他所門弟杯へも相應之無心申候而、隨分彼是省略るたし出府仕、一通り承度奉存候。右躰之義故、難渋迷惑仕候得共、家業之義、殊更段々諸國々も罷登、伝来仕候様ニ有之候而者、若師匠元々申來候義も可有御座哉と奉存候。左候ハ者是非一度罷出不申候而者難相済、其節者却而彼是入用も多ク可有御座哉と奉存候間、何卒此節罷出候様ニ仕度奉存候。右能方ニ罷出候面々へ無余義無心も申候義、御時節柄之義如何敷奉存候ニ付此所何分御聞済被下置候様ニ奉願候、此段幾重ニも可然御取成被下候様ニ奉願上候。以上。

十日後に控えている大貞神能のため、結論が出されるのが日延べされたようである。十日後、大貞神能では渦中の明和本を基とした演能がなされる。明和三年八月十五日条に記された番組には、

大貞御神事能組

翁 権左衛門 面箱 宇右衛門 脇鼓 清藏

千歳 次郎治

惣左衛門

三番 善三郎

難波 次郎治 磯五郎 吉次郎 左一右衛門・清兵衛・

六左衛門 清次郎・源七 平助・善蔵

実盛 権左衛門 新次郎・伝藏・勘之助 清蔵・左四郎

又蔵・和吉

班女 半次郎 伝藏・左一右衛門 藤蔵・惣左衛門 彦七

放下僧 磯五郎 吉次郎・勘之助

磯右衛門・左四郎 善蔵

藤戸 清四郎 六左衛門・勘之助・左一右衛門 清次郎・

物左衛門 彦七

大蛇 次郎治 半次郎・虎松 清兵衛・新次郎・伝藏

清蔵・清藏<sup>マツコ</sup> 茂兵衛・和吉

祝言

当年、觀世流謡改有之候二付謡者相改候通ニ謡イ申候

(以下、狂言番組は略する)

と、觀世流で改められた通りに謡つたと注記されているのである（棒線部）。これは明和本の改正謡が実際に上演されたことを示す、きわめて貴重な用例といえよう。

さて、大貞神能で〈明和の改正〉の詞章が披露された十二日後、先に権左衛門が町年寄に送った内意への返答が出される。その内容は、町役から能方へ出資するよう頼むことはできないが、権左衛門自ら頼む分には構わないというものだった。その返答をうけた権左衛門の内意書（八月廿七日条）は、「御内々御物語申上候趣」と題され、町年寄衆中に宛てられた。冒頭には、自分で無心するようにとのことだが、このご時世では自力では調え難く、残念だが私の出府はやめる（近頃残念には奉存候得共私義ハ出府相止メ可申候）と、江戸行きを断念したことを述べている。しかし、

先頃名様被仰候者一両年之内、伴義ハ御世話被成、罷登候様ニ被成可被下候由之思召被仰聞候。左候ハ、何卒此節被成御世話被下候而、二郎次御登せ可放下候。せめて左様ニ候得者、未熟之儀二者御座候得共、家元ヘ罷越、一通之伝來仕、改判等之儀也可也ニ承り罷帰候得者、家業之筋も相立相続も仕候義ニ御座候。

と、せめて一両年のうちに、嗣子二郎次（次郎次）を江戸に登らせてやつてほしいと、権左衛門は方針を替える。二郎次は未熟者

ではあるが、家元（觀世大夫元章のことである）のもとで一通り伝來をうけ、このたびの改訂語本も勤められるようになつて帰つてくる。そうすれば、大貞神能の能大夫という家業も立ち、相続できるだろうと述べる。そして、「私者乍残念家業相止メ申候外無御座」と、権左衛門自身は、江戸にいなければ家業はなりたたないので、辞めると宣言するのである。さらには、

若又殿様御帰城之上、御能等被仰付候而改判之義御沙汰

も御座候節、一向存不申候と申上候茂甚心外奉存候、并最早明年ニも至り候ハ、定而追々隣国などへも改判伝来之面々も出来可仕候と左候得者私義者他所へ罷出、只今迄之通相応之弟子等教申候義者相成不申、旁以面目も無御座候問

と中津の殿様（奥平氏三代昌鹿〔昌邦〕）が参勤交代から帰城になり、「改判之義」について殿様から沙汰があつたとき、一向に知らないと申し上げるのでは心外である。来年になれば、きっと隣国にも「改判」が伝来するだろうに、私が他所に行つたときに教えることもできないのは面白がないと、半ば脇しにも似た文面で「改判」の伝授をうけることの重要性を主張する。そして再度、私は辞めるからせめて、せがれを江戸へ遣わすよう世話をしてほしいと嘆願するのである。

この長々しい書面を受け、町会所の面々は、「二郎次相登せ

申候へ者、町會所入用銀指登せ、権左衛門登り申候へ者、町會所人目も無御座候間、権左衛門罷登り候方可然奉存候」として、次郎次を江戸に登らせると、町会所が銀子を都合してやらねばならないが、権左衛門を登らせれば町会所が負担することはないという理由で、ついに権左衛門を江戸に遣わす方向を決する。この決定を権左衛門に伝えたところ、すっかり辞める気になつていたためだろう、「権左衛門存寄り書付之通ニ御座候へ者、只今当惑仕候」と当惑していたと記されている。

なお、八月廿七日条の権左衛門内意書において「殿様御帰城之上、御能等被仰付候而改判之義御沙汰も御座候節」とあるのは、権左衛門が殿さまの威光をかざした言いがかりのようにも思われるが、そつともいえないようである。というのは、明和二年七月能役者中へ「此節致再興能」についての書付が渡されたらしいことが、『惣町大帳』安永八年七月十九日条からうかがえるからである。<sup>(23)</sup>

#### 四 江戸からの金の無心

かくして、江戸へ登ることを許された権左衛門だが、町会所の力を借りない前提であつたため、自力で金を工面するのに一年以上要したらしい。その間、町年寄を通さずして大貞銀を運用しようとしたためと思われるが、明和三年十二月十三日十九日まで、「不届之至」りに付き押込を申し付けられる。一

方では「極難之義御聞遊候ニ付、当年斗銀三枚被下置候」と奉行所から銀三枚を頂戴し（明和三年十二月二十六日条）、明和四年十一月には、上様より出府のために銀五枚を拝借もしている（市令録）。明和四年の「惣町大帳」は欠冊）。

明和五年三月十二日、江戸にいる権左衛門から息子次郎次へ金十五両を無心する内容の書状が到来し、十四日にその是非を吟味した旨が確認できる。

一、今朝、御用御座候而參上仕候所、先達而御内々申上候藤林權左衛門儀、御奉行様ニ而も被仰候者、權左衛門義、此節ハ自力ニて罷登候と申候て罷登候事ニも有之、此上去冬罷登候節も御上へ御歎申上、銀子被下置候事にも在之候得者、此節御上江ハ御歎不被申上候間、同役共致相談、次郎次へもとくと申聞、次郎次ノ致才覚差登せ候様ニいたしか然候段、被仰渡候ニ付奉畏候段申上候而申上候者、権左衛門義、能役者中杯ヘモ下地度々無心も申、去冬登り候

節もシテ方ハ不及申、能役者中共外懇意之者ヘ者、不殘錢別相頼申候故、此節次郎次才覚之義出来兼可申と奉存候段申上候所、至極御尤ニ者被思召上候ヘ共、先右申渡候通、次郎次ヘ申聞ヘく候、無左候而者相済不申子細ニ有之候と、この金を受け取つたら、すぐに江戸を引き取り国に帰るよう

にと諭す内容が記された。

右金、權左衛門請取候ハ、早速江戸表引取、罷帰候様ニ以書面間違無之様ニ急度可申渡旨被仰渡候、此段可被致承知候、万端御帰國之節目出度可得御意候、恐惶謹言

被仰候ニ付奉畏罷帰、今日之寄合ニ於町会所、次郎次召呼、右被仰渡之趣申聞候、

右之趣、吉右衛門殿へハ書付ニ而為知遣候

しかし、権左衛門はすぐには帰国せず、同年五月廿二日には、

この明和五年三月十四日条から、権左衛門が江戸へ登ったのは「去冬」（太字）、すなわち明和四年の冬であったことが知られる。さて、権左衛門が金十五両の借用を頼んできたことについて、御奉行所に説明された内容は次の通りである。この度の江戸行きは、自力で行くというから許されたものであつたが、すでに昨年冬に江戸へ登る節、お上に嘆き申して銀子を頂戴している。そのため今回は、息子次郎次がなんとか才覚して送つてやるようにするべきところであるが、実は、権左衛門は出立に先だつて、ひそかに能役者連中や、懇意の者に懇願し餞別を頼んでいたため、次郎次からまたお願いするのもできかねるという状態にあるというのである。この事態に、町会所は、権左衛門が望んできた金子十五両（明和五年三月十二日条）のうち、次郎次がなんとか工面した銀武百目と、金子十両を借り立て、合せて十二両を指し登せてやることを決める（明和五年三月十六日条）。そして、その金とともに権左衛門へ遣わした手紙には、

# 一、藤林権左衛門事 左仲

右者此度觀世太夫々右之通相改候様ニ被申候由申来候、尤同役中へも相知せ吳候様ニ權左衛門宿本へ申參候ニ付同役中へ相知せ候、尤両御奉行様へも御啗申上置候

と、觀世大夫によつて「左仲」と改名した旨披露の書状が到来する。順調に觀世大夫のもとで修行を積み、改名を許されたのであらう。そして、七月十一日ようやく「藤林権左衛門、暮前ニ当地ニ着居」との記事があり、帰國を果たしたことが知られる。前年の十一月に江戸へ赴いたとする、およそ八ヶ月の江戸滞在である。七月という時期に帰国したのは、当地での職務である八月十五日大貞神能に出勤するためであろう。權左衛門改め左仲は、

《翁》<sup>(24)</sup>《弱法師》祝言《弓八幡》を勤める。

さて、江戸から帰国後の左仲にいくつか目立つた動きがある。

まず一つは、十一月二十七日、御奉行様の左仲宅にての「打合」

御覽が決定する（明和六年十一月廿五日条）。江戸での成果を確かめるのが目的ではないかと思われるこの突然の来宅決定に、町会所は左仲宅の掃除や毛氈の準備などに追われる。当日、「一、

梅相済候而被遊御中入候」と、觀世元章作の《梅》が披露されたことが興味深い（なお、「中津藩能番組」によれば、この年御城能でも次郎次が《梅》を勤めている）。

二つ目の出来事は、大坂の浅井織之丞から勧進能への出勤依頼が届いたことである（明和七年正月十六日条）。

# 一、藤林左仲、上方書状致持參候、入御内覽候、則左ニ記置、

一筆致啓上候、寒冷之処、弥御堅宋可被成御座奉珍重候、誠ニ其後ハ打絶御様子不承候、下拙儀も去秋江戸表罷下り貴様御嘆申上候、弓町ニも益御勇徳被遊御座候、

一、明年三月、高井儀助勧進能願之通被 仰付候ニ付下拙世話仕候。右ニ付貴様御出勤可被成様ニ奉存候。江戸表ヘも申遣候。弥御勤被成候ハ、御報早々可被仰越候。尤ツレ方諸事之儀ハ此方ニ而御世認可仕候、左様御心得可被成候。当春御状指置候へ共、有無之御返事も無之、遠方故間違候哉と奉存候、右得御意如此ニ御座候。謹言。

十一月二日

淺井織之丞（花押）章盛

藤林左仲様

尚々御心積り之番組、左ノ通入御覽候。

初日 翁 高砂 三輪 四日 蟻通

二日 融

五日 安宅

三日 二人静か 野宮か 六日 阿漕か 藤戸か 亂

右之通ニ御座候、其外端能二三番も相増候哉と之事も  
可有御座候、以上、

尚々一筆致啓上候、寒冷之節御座候得共、愈御堅勝ニ被成御勤珍重奉存候、先達而江府御往通之節、同名方へ御立寄被成候砌、彼此間違不得貴意殘念ニ奉存候、

一、明年勧進能御出勤御相談ニ付同名方々書上申候ニ付幸

便御見舞旁得貴意候、且其御地ニ而御世話ニ罷成候川上忠  
之丞殿、當時手前近所ニ被致住居候ニ付会之砌、毎々貴  
殿御婢被申出、御床敷奉存候、夫ニ付弥御出勤被成候ハ、  
同名方御旅宿も宜候得共、手前方無人ニ茂有之、其上御国  
元之忠之進殿も被居義ニ御座候間、無御遠慮手前御旅宿仕  
度候、定而連等も被相勤候積りニ御座候、何分御出勤相待  
申候、右可得貴意如此ニ御座候、恐惶謹言、

十一月五日 前之名林之丞事

藤林左仲様參人々御中 浅井幸次郎景信（花押）

最初の書簡の主浅井織之丞章盈は、江戸弓町で左仲とともに修行をしていたとおぼしく（「下拙儀も去秋江戸表籠下り」）、また九州からわざわざ伝授を受けに来たことは上方へ帰つても語り草になつていたらし（「貴様御喰申上候」）。それで来春三月、高井儀助勧進能のお世話をしている関係で、左仲の出勤を依頼してきたのである。（通目の浅井幸次郎景信（前名林之丞）からの書簡では、左仲が江戸でお世話になった川上忠之丞というのから噂を聞いて、「御床敷」く思つていること、すでに宿の手配は済んでいることなどが認められている。

この手紙は早速吟味され（明和七年正月十六日、十七日、十八日条）、十九日左仲の上方行きは「勝手次第」との結論が出された（明和七年正月十九日条）。法政大学鴻山文庫蔵【大坂勧進能番組（三）】によると、明和七年三月二十七日、下寺町にて興行された高井

儀助の勧進能の一日至《邯鄲》、二日至《西行桜》、四日至《忠則》、五日至《泉郎》（※《海人》の明和改正謡本独自の題名。ただし番組では「左市」とよめる）最終日六日目の最後をかざる《乱》を左仲が勤めている。なお、五目日に《梅》が上演されているが、そのシテは「藤林權左衛門」すなわち、三代目權左衛門こと次郎次が勤めている。<sup>(27)</sup>

『惣町大帳』では、明和七年五月十九日「藤林左仲父子、大坂より罷帰候由知せ有之候」と、その帰国が記される。

## 五 三代目權左衛門と觀世元章

さて、二代目權左衛門の息子次郎次も、觀世大夫家へ入門する。そのことが知られるのは、帰国の翌年、明和六年八月廿三日条で、交流のあった宇佐神能から寄せられた次郎次に《翁》に出勤してほしいとの依頼に対する、返答文である。

貴札致拝見候。如仰秋冷ニ相成候得共、各様弥御堅勝被成御勤珍重奉存候。然者其御地御祭礼御能之節、藤林次郎治へ世太夫へ弟子入致候、未翁伝受不致候ニ付御断申上度由申候。右ニ付左仲召呼、委細承候處ニ翁之儀、左仲ハ御頼有之候ハ、以參勤可申候。左候得者、地謡衆脇坐之後ニ付居被申候様ニ被成可被下由ニ御座候。此段御承知被成候

ハ、左仲申付、翁為相勤可申候、右之趣、内吟味旁隙取、

寅正月 月番町年寄吉右衛門殿

藤林左仲印

御報延引ニ罷成候、此段御用捨可被下候、為其如斯ニ御座候。恐惶謹言。

八月廿三日

富永宗左衛門様

横山六左衛門

ここでは次郎次はこの春に觀世大夫家に弟子入りしたが、『翁』はまだ伝授されていないので勤められないと断りを入れている（棒線部）。ここから、明和六年春に觀世大夫へ弟子入りしたことが知れるが、続く文では、左仲に『翁』を仰せつけてくれるなら、（次郎次を）地謡衆脇座の後に付けるよう（左候得者、地謡衆脇坐之後ニ付居被申候様ニ被成可被下由ニ御座候）と所望している。この時点でもまだ次郎次は中津にいたといえる。やがて翌七年正月六日、左仲から次郎次を江戸へやらせ觀世大夫の直伝を受けなければ家業が立たないと申し出が出来される。

乍恐御内々申上候口上之覽

一、私倅權左衛門、未翁伝受不仕候、尤江戸表江罷出、觀

世太夫直伝不仕候而者、家業相続難相成御座候ニ付、仍之此節江戸表觀世太夫方江指遺シ翁伝受為致申度奉存候得共、何角物入等多く御座候間、以御慈悲當御參勤被為遊候節、江戸表江御召連被下置候様ニ偏ニ奉願上度奉存候、以御憐愍何分被仰付被下置候様ニ奉願上候、此段宜敷御取成被仰上可被下候、奉願上候、以上、

左仲の際は大いにもめた江戸行きだったが、次郎次の場合は比較的すんなりと了承される。

ところで、『中津藩能番組』によれば、この明和七年に「後左、權左衛門」とある。ちょうど次郎次の觀世大夫への入門の年であるから、この年に三代目權左衛門を襲名したと考えてよいだろ（ただし後述のように家督は継いでいない）。權左衛門襲名とはぼ同時に觀世大夫へ入門することは、祖父からのしきたりとなつていたといえる。明和九年（十一月改元 安永元年）の大貞神能に三代目權左衛門の出勤が見えず、その前年は『融』を舞っていることから、（表I参照）、明和八年の大貞神能が終わつた後から明和九年にかけて、江戸觀世大夫のもとで修行をしていたと推察される。明和九年七月十五日、江戸で修行中の三代目權左衛門から、左仲宛てに次のような書状が届いている（『穂町大帳』十五輯）。

一筆啓上仕候（中略）、江戸表先月七日ニ出立仕候候所、伊勢參宮仕、十九日ニ京都江着仕、廿二日ニ京都出立仕、大和廻り仕、昨二日大坂罷出申候、此度江戸表御暇七十日程と被仰出、其内ニ江戸表引取申候様ニ心積り仕候所、京都二而御所御能□□□□□左候得者、九月比迄も掛り可申と申居候、何卒京都御所御能御座候ハ、私儀も相勤申度奉存候、

左候得者、名も残り候義□□能次節二参合候と大慶仕候、

私儀も何卒来春者罷帰り申度、只今る心組居申候（中略）

別而相替儀無御座候へ共、大坂表迄罷出候故、御安否芳承度、如此御座候、恐惶謹言、

七月三日

藤林權左衛門

このとき、町会所連中の支援によつて江戸にいかせてもらつてゐることに気遣つてだらう、<sup>(28)</sup>左仲はこの手紙を町年寄へ届け、役中で順達されたため、こうしてその控えが『惣町大帳』に残つたのである。右で二代目權左衛門がしめしている旅行日程（六月七日江戸出立、伊勢參宮のち、十九日に京都・二十二日に京都を出で大和へ向かい、七月二日には大坂へ、その後京都で御所御能があり、九月までかかる）であるが、これはまさしく觀世元章が上方の能役者を掌握すること目的としたとされる、明和九年に先祖音阿弥三百回忌の法要のための上京の行程とまったく一致する（『習事伝授書留』<sup>(29)</sup>（法政大學鴻山文庫蔵））。表IIは、その日程を表にまとめたものである。『惣町大帳』から、『習事伝授書留』には記載のない伊勢神宮参詣があつたことが知られるが、ほぼ行程が一致する。三代目權左衛門は、江戸表から七十日間のお暇をもらい、この旅に同行していたのである。おそらく觀世元章の内弟子のような立場にあつたのである。七月七日に料亭「浮瀬」で舞囃子が催されているが、番組には權左衛門の名はない。これは京阪の弟子が舞囃子を披露するのが目的だったため、觀世大夫

直弟子である權左衛門は舞わなかつたと考えられる。

そして、最後の日程にあげられるのが、八月七日の仙洞御所での演能である。『惣町大帳』には、權左衛門が「何卒京都御所御能御座候ハ、私儀も相勤申度奉存候」と御所で御能があるなら私も勤めたいと胸の内を明かしている。この文言から、書簡のかかれた七月三日の時

点で、まだ御所での演能は開催のめどがたつていなかつたようにも思われるが、八月七日、觀世大夫としては元禄十五年（一七〇二）九月二十九日以来の仙洞御所での猿樂上演が実現する。この際の番組を觀世元章編『雲上散楽会宴（坤）』（觀世文庫蔵）で確かめると、初日『追松』（シテ、觀世大夫）のツレと、祝言『嵐山』のシテに、「藤林權左衛門雅岡」の名が確認できる。『雲上散楽会宴（坤）』によれば、三代目權左衛門はこの年二十五才である。

表II 観世元章、明和九年上京の日程

6月7日	觀世元章、江戸出立。年忌法要のため京都へ
6月19日	觀世元章、京都到着。大仏前下屋敷へ
6月22日	觀世元章、山城国翻思庵で、音阿弥300回忌法要
6月23日	觀世元章、南都へ向かう
6月24日	觀世元章、初瀬へ参詣。
7月1日	觀世元章、堺で宿泊。
7月2日	觀世元章、料亭うかむせで舞囃子見学（京阪の弟子が舞囃子を披露）
7月4日	觀世元章、浅井織之丞宅に逗留。大阪弟子衆に『乱』伝授
7月5日	觀世元章、屋、船にて上京。
7月19日	觀世元章、林喜右衛門に画と譜を認める（『山姥』クセの詞章）
7月30日	觀世元章、旅館にて塙小路光貴に『村雨留』などを伝授
8月3日	觀世元章、吉田家から「翁の大事」を伝授される。
8月7日	觀世元章、仙洞御所で演能
8月9日	觀世元章、自注入刊本の世阿弥伝書『注入習道書』を京都の弟子に送る。

参考文献：『習事伝授書留』、坂田昭二『浮瀬：奇杯ものがたり』和泉書院、平成9年。

7月19日については、12世林喜右衛門33回忌追善能での展示品キャッシュ（2005年11月19日、於：京都親世会館）

こうして、三代目権左衛門は仙洞御所で二つの能に出勤するという名誉を得たのであるが、その後ふたたび觀世大夫とともに江戸に戻つたらしい。翌安永二年（一七五二）正月二十七日、

江戸より権左衛門から年賀状と金子受取状が届いている（『惣町

大帳』二月廿七日条）。金子受取状は、昨年冬に「金子入用之義多御座候て甚だこまり申し候」として、金四両を役中に都合してもらつたためである（同年正月五日付）。その後、四月一日いよいよ帰国の知らせが左仲のもとへ届く（同年四月二日条）。そこでは、

藤林左仲方名同苗権左衛門、従江戸表同役中江指越候書状、

同役中へ披露いたし、右書面之写一筆啓上仕候、弥各様御揃御安康御勤被成、珍重御儀奉存候。隨而私義無異罷有候、然者私儀も此度秀之助様御帰國被遊候ニ付、罷帰申候。

未稽古も成就不仕候ニ付、今しほらく逗留も仕度奉存候へ共、当春、同苗方へ申遣候通、御扶持方も御けんやくニ付不被下置旁物入多、逗留も相成不申ニ付無撫罷帰申候。右二付此度金子拾五両御上御借付拝借仕罷帰申候。尤壱ヶ月廿両ニ付壱歩利合ニ御座候。毎度乍御世話、両奉行様へ被仰上、右之金子御上納被下候様ニ偏ニ奉願上候（以下略）

閏三月十一日

藤林権左衛門 雅岡（花押）

があり、その帰国に際してまた金子十五両の借料が願い出されている。同年五月八日、権左衛門に金子五両を送ることが決定され

る。しかし、十五両という額には所以があつた。六月四日、ふたたび金子拝借の願出が届く（『六月巳』付、「町年寄藤兵衛様」宛）。そこでは、

私儀、御同役中様御世話ヲ以て去々年、江戸表江罷越、稽古相伝事等相応ニ成就仕罷帰、大慶忝存奉候。然ル所、江戸表大火ニ而、御上様並御大名様方、御能一向ニ不被仰付候ニ付、私共迄右御場所江罷出不申候故、御祝儀銀等一向頂戴不仕候而、逗留中遺金心當、過分ニ相違仕候。

と、まず、火事の混乱によつて上様や大名が御能を所望されない事態となつてゐる、そのため江戸逗留中に頼りしていた御祝儀銀がまつたく入らなくなり、予定がくるつてきたといふ。江戸表の大火といふのは明和九年三月の大火のことであろう。その後も天災に見舞われるなど混乱が続いていたため、江戸城は能どころではない状態が続いていたものと思われる。権左衛門はこれでは江戸を出る術がないとして、江戸屋敷の御納戸金から、帰國次第返納するという約束で、十五両を拝借していたというのである（『御納戸金御拝借付之内、拾五両帰宿仕次第上納仕候御約束ニ而拝借仕候』）。十五両のうち五両は先だつて（五月八日のことである）町会所から出していただいたが、残る十両について門弟にも頼んだが、過分な額だけに引き受けてくれるものがない（『門弟中江相頼候得共、過分之儀故、引不受申候』）。そのうち、國から「御女中様方」が江

戸へ来られるのが近々になつたため、御納戸役からはしきりに催促がきて、途方にくれているという。

結局権左衛門は、残る十両のうち五両は弟子にまかせることができるので、残る五両について

返済之儀者大貞神事前迄ニ頼母子等相頼置候。人当茂御座候間、右銀札相調、八月中ニ無相違御返済可仕度奉存候。万ニ、頼母子銀心當違ニ茂相成候ハ、年々私江被下置候銀式枚宛之分ニ而元利相済候迄幾年ニ茂御引取被下候様、仕度奉存候

と、頼母子講による配当金か、自分の拝領年銀式枚<sup>(30)</sup>を返済にあてるという条件を出した上で、町内所からの拝借を嘆願した。

事情を理解した町会所は、やむなしとして新たに五両を権左衛門へ送ることを決定する。

なお同じ年の八月十五日、権左衛門は大貞神能に復帰し、《弓八幡》と《芭蕉》を舞っている。

おわりに

これまでみてきたように、中津の大貞神能を任とする能大夫藤林家では、三代にわたって江戸観世大夫に師事した。とくに「明和の改正」をきっかけとして、観世大夫元章との間では、

実際に江戸へ赴き直接伝授をうけるという関係が築かれた。しかし、その背後には多額の資金が必要であつたこと、それを町会所や中津神能の能方、奉行所、城主奥平氏の援助などに頼りきつて、借金を繰り返していたという事情が『惣町大帳』によつて明らかになった。

その後の藤林家の動向をかいつまんみていく。その後、しばらくは江戸へ行くといふ騒ぎも落ち着つく。安永三年一月、十五代觀世大夫元章は病死し、その数ヶ月後、將軍の内意もあつて明和本が廃止されたが、『惣町大帳』にはとくにそれについて記されていない。少なくとも、藤林家にとつて、觀世大夫家との関係に影響を及ぼすことはなかつたようである。天明七年（一七八五）十二月四日に、三代目権左衛門がふたたび江戸へ行き、『道成寺』の伝授をうけ、父の名「左仲」を襲名した旨が披露されているからである。<sup>(31)</sup>また大阪の能役者との交流も同様で、安永七年三月（十五日初日、於高津新地）には觀世大夫の高弟日吉猪右衛門の觀進能に三代目権左衛門が『能野』（六日目）で出勤している（関西大学図書館蔵『觀進能并狂言尽番組』）。

しかし、多額の借金のためか生活は困窮の一途をたどつていた。安永八年十一月廿四日条に、左仲願書として「伴権左衛門義宿許罷在候而も格別ニ渡世ニ相成候筋も無御座、第一飯米之心當等も無御座候ニ付、一両年大坂表江家業渡世旁指遣申し候」とある。安永九年（一七八〇）七月二十九日、一代目権左衛門こと左仲が死去する。二日後、三代目権左衛門から「跡式願い」が

出されている。まだ家督を継いでいなかつたのである。左仲も

多額の借金を背負つていたため隠居ができなかつたのではない  
だろうか。家督願いの返事をまだず、権左衛門は九月十日再び  
大坂へ旅立ち、その十七日後、家督が承認された（安永九年九月  
二十七日条）。いへした、相次ぐ上坂や江戸での『道成寺』伝授

の際は、本業である大貞神能を欠勤する事態となり、町会所は  
宇佐や高田から能大夫を雇い入れる窮策をとらざるをえなかつ  
た。このような積年の迷惑のせいだろう、三代目権左衛門（二  
代目左仲）が、寛政四年（一七九二）五月十四日には祖々父の名「休  
也」を継ぎ、同年六月能大夫の職を止める<sup>33</sup>ことを願った際、「勝  
手次第」として嗣子の家督相続も許されなかつた。寛政十年、  
三代目権左衛門こと二代目左仲は筑前に移る。<sup>34</sup>その後、中津の

能大夫に任命されたのは、大坂の浅井織之丞章盈である。浅井  
が中津に招かれたのは、前述のような藤林家との縁によるとい  
ろが大きかつただろう。

最後に、冒頭にあげた「筑前の御役者藤林某」の逸話を振り  
返つてみよう。この藤林某が、これまでみてきた二代目権左衛  
門、三代目権左衛門のどちらか（あるいは両者）をモデルにして  
いることは、すでに明らかであろう。筑前とあるのは、三代目  
権左衛門が筑前に移り住んだことを反映しているのかもしれない  
（まだ一代目権左衛門は筑前の甘木の出である）。そして、九州か  
ら「印町の観世太夫の家に寄寓し、業を修め」ていたのは、〈明  
和の改正〉による能・謡の改訂という、止むに止まれぬ事情が

あつたためとみてよいだろう。

もつとも、いの権左衛門のように、「明和の改正」の新謡を  
習得するために、全国の門弟が觀世太夫家に押し寄せたとは信  
じがたい。この例がきわめて異例だったことは、神澤杜口の『翁  
草』、明和四年（一七六七）書写の「破観録」（東都卿端 松井某著）  
のよう<sup>35</sup>に改正自体を痛烈に批判する意見があつたこと、<sup>36</sup>四章に  
既述したように大坂ではわざわざ勧進能へ招くほど、権左衛門  
が話題の人であつたことからも言えるだろう。まさしく芸の熱  
心さゆえの行動であつたのだろうが、そのためには家業である大  
貞神能をおろそかにし、金策に苦労していたことは、これまで  
みてきた通りである。

【付記】本論文は、早稲田大学特定課題研究助成費・課題番号  
2009A-948・研究課題「明和の改正」が及ぼした影響について  
——中津藩能大夫の事例を中心に——（研究代表者中尾憲）の成  
果である。

## 注

(1) 横井春野「能楽全史」「地方の能楽、(四)九州地方」。六三九頁。

(2) 『市令録』第一輯に「一、大貞御神事能者 寛永十七辰年八月  
十五日始申候。右者、四代將軍家綱公御誕生被遊候節公義御  
武運長久、天下泰平、為御祈祷小笠原信濃守様御寄府二而、於

今無断絶相続仕来申候」とある。ただし家綱の生誕年は翌寛永十八年。大貞薦神社の能楽堂は、頓宮の正面に存していた（青山賢信「薦神社の社殿配置と楼門の建築的特徴」〔真鷹〕第三号、一九九四年十一月、薦文化研究所御神能）。神事能は、明治になつてからも続き、明治二十三年（一八九〇）関係者によつて旧中津城内に能楽堂が建設されるも舞台開きの夜焼失する。その後大正三年（一九一四）に再建され、昭和四十八年に虫害により取り壊された（中津市歴史民俗資料館展示キャブションより）。なお中津市歴史民俗資料館には、大正三年再建の能楽堂の瓦と、中津城にあつた能楽堂で使用されていた揚幕が展示されている。

（3）『室町能楽論考』（一九九四年、わんや書店）所収。

（4）『中津藩能番組』は、寛永十七年から文化十三年までの能番組で、曲別に上演年月日と出演者（シテ・ワキ・囃子）を列記したものである。小林氏論考によつて、『惣町大帳』と対照され、当番組の大部が大貞八幡宮の神事能番組であることが証明された。また、本番組の編者について小林氏は、筆跡から浅井織之丞家三代目の朝盈が筆写であるとされ、編集の契機として朝盈が寛政十一年に中津藩のお抱え役者になったことをあげておられる。

（5）江島伊兵衛氏のメモの存在は、能楽研究所兼任所員の高橋悠介氏のご教示によつて知り得た。ここに記して感謝申し上げる。

（6）『惣町大帳』（中津市立小幡記念図書館蔵）は、町会所が処理する町

触の伝達、宗門改め、祭礼の執行など様々な事例を各日付ごとに記録したもので、享保三年（一七一八）～文久二年（一八六二）までの計一〇冊が現存し、中津藩史料刊行会によつて、翻刻刊行されている。刊行会の御学恩に感謝申し上げる。なお、本

稿ではこの刊行本を参考としているが、適宜句読点を改めたほか、原本調査によつて一部改めた。なお、「市令録」は「惣町大帳」をもとにした抜き書きと思われるが弱干の異同がある。

（7）中津藩史叢書『記註撮要』。

（8）『市令録』では「幸之進」とするが、前後の文脈から「幸之丞」が正しいだろ。

（9）【A】～【D】の各人の素性については詳らかにしえなかつた。

（10）宮本圭造「南都禰宜衆の演能活動」（上方能楽史の研究）所収（二〇〇五年、和泉書院）。『諸士由緒記』（蒼紫神社蔵）長岡藩政史料集（2）家中編（平成三年長岡市）に「高廿人扶持 中村助之進「春秀」一、元禄年中御小姓被召出、拾人扶持、御能方被仰付、一度御加扶持ニ而廿人扶持、助三郎家也」とあることが紹介されている。

（11）『中津藩能番組』（鴻山文庫蔵）によると、中村助之助の出演記録は、貞享三年（一六八七）《谷行》貞享四年（一六八七）《金札》

《大佛供養》、元禄元年（一六八八）《難波》、元禄二年《巴》《張良》、元禄三年《絃上》、元禄四年《天鼓》《水室》《大蛇》、元禄六年（一六九三）《三井寺》、元禄八年《鉢木》、元禄十年《藤戸》である。元禄十年《芭蕉》。

（12）元禄六年《竹生島》《井筒》《紅葉狩》、元禄七年《藤宋》《安達原》、元禄八年《弓八幡》《野宮》《唐船》、元禄九年《和布刈》《籠太鼓》，

格氏が注（3）の論文で、中津の能大夫藤林甚兵衛と同一人物、あるいは親子である可能性について言及している。

（14）宮本圭造氏は「丹波猿樂の近世——江戸期日吉大夫の系譜」（上方能楽史の研究）所収において、藤林甚兵衛をめぐつて、貞享五

年九月、丹波猿樂日吉頬母の尾張熱田勧進能で「矢田甚兵衛」

なる人物が大夫を勤めていることを指摘し、あるいは藤林甚兵

衛は「矢田大夫の後裔であった可能性も考えられるが、同人かどうか不明」とされている。(…中略…)

小林氏稿によれば、鴻山文庫蔵『中津藩能番組』には、元禄六年から享保初年まで約

三十年間にわたって藤林人兵衛の演能記録が見える由で、その活動時期から類推するに、貞享三年矢田宮神事能に参詣した当

時の甚兵衛の年齢は二十代前後であつたよう。

(15) 享保十二年は、《竹生嶋》粕や九郎兵衛、《花月》佐田や吉次郎、《百萬》英賀や勘兵衛、《橋弁慶》粕や九郎兵衛の四曲が確認できる

〔中津藩能番組〕。

(16) 中津藩史叢書『記註撮要』八前篇の享保十四年(一七二九)十二月二十六日条をみれば、「能大夫寺岡幸之丞、来年頭御目見願之通被仰付事」とあり、藩主への御目見えもしている。

(17) 享保十七年は、《志賀》米や善吉、《田村》播磨や岩次郎、《熊坂》湊や土三郎、《芭蕉》ウサ吉田三左衛門、《雲林院》龜や松之助、享保十八年《弓八幡》龜や松之助、《八嶋》米や善吉、《羽衣》湊や土三郎〔中津藩能番組〕。

(18) 二代目權左衛門の登場以降にみられる藤林姓の役者のうち、元文二年(一七三七)に《俊成忠則》を勤めた「時五郎」、元文三

年に《花月》同四年に《般》、同五年に《花月》(ただし金次郎の名)を勤めた「松之助」は不詳。二代目權左衛門の弟か。

(19) 『惣町大帳』延享二年八月八日条「宇佐御神事能頬度由申来候、藤林權左衛門弟吉之進參申候」とあるほか、寛延二年五月十九日条にも「藤林權左衛門弟吉之進」の名がみえる。

(20) 享保十一年(一七二五)～寛保一年(一七四二)が欠けている。

(21) 日田は、筑後川神流域にある郡。

(22) 五月十七日条「藤林權左衛門へ其方共ら先達而之返答致候ハ廿両之処、能方へ罷出候者共へ挨拶致かたくよし、權左衛門へ返

答可申候様ニ被仰候」。

(23) 安永九年七月十九日に、能方へ「稽古出精」のこと覚書が寺社奉行から申し渡されている。この覚書について、「右御書付御出し被遊、能役者中江申渡候様被仰付候、尤明和二年酉七月能役者中江被仰出候書付、此節致再興能役者中へも右御書付と一所ニ見せ候様被仰付候、但文談略ス」とある〔『惣町大帳』第二十輯、四十五頁〕。

(24) この際の『翁』の所演にあたり、「当年左仲江戸弓罷下り候ニ付翁裝束、只今迄之衣裳ニ而者難相候ニ付翁裝束拵吳候様ニ申出候へ共」と翁裝束を新調するよう嘆願するも、却下され近隣の高田神能から拵借することになった(明和五年八月五日条)。

(25) なお、明和八年の大貞神能でも《梅》が上演される予定だったが、一か月前に『半蔀』に変更された〔『惣町大帳』第十四輯、八十六頁〕。

(26) 左仲以外にシテを勤めたのは、川勝右蔵、川勝權之丞、真砂次郎輔、浅井織之丞、浅井巳之助、村上次郎助、浅井幸治郎、古春左衛門、浅井定吉、植村安彦郎、木田久左衛門、井内源吾、藤林權左衛門。

(27) ただし、鴻山文庫蔵『大坂勧進能番組』では「藤林權左(之?)」しか記されていない。

(28) 三代目權左衛門の出府を理由とした拵借金の記録は「惣町大帳」では確認できない。しかし、明和七年七月廿八日条に左仲から「併

権左衛門義、家業出精仕……然所御存之通私家内大勢相暮申候故、

権左衛門支度迄之儀行届キ不申・権左衛門他所者出会仕候儀も  
私同様ニ御座候へは、格別見苦敷支度為致候儀、甚心外奉存候』  
と同役中に訴えがある。「支度」とは出府をみこしたものであろ  
う。同年八月三日には、この左仲に願出は聞き届けられ、「権左  
衛門部屋住之間ハ一ヶ年ニ銀両枚宛、町会所☆遣候様」仰せつ  
けられる。

(29) 観世元章の大坂の弟子、浅井織之丞章盈による。元章からの伝  
授事などが詳細に記される。

(30) 注26参照。

(31) 表章氏「明和改正謡本」廢止の事情」(『觀世』昭和四十六年九月、『能  
樂史新考(二)』所収)

(32) 「権左衛門義、此度日田御郡代揖斐酒造之助様御供ニ而江戸江罷  
出、道成寺伝授仕度願出通被 仰付候。右ニ付銀三枚被下候(『市  
令録』「能太夫之部」)。

(33) この時三代目権左衛門は大阪にいた。安永八年九月廿五日条に、  
大阪にいる権左衛門を城での御祝儀能の日がせまっていること、  
一代目左仲が「少々不快之趣」であることを理由に帰郷を促す  
書簡が出されている(『惣町大帳』第二十輯、九十一頁)。

(34) この際隠居した能太夫の扱いについて吟味がなされており、「惣  
町大帳」では「左仲一件」と題されてかなりの丁数をさいでいる。  
この件については、いずれ稿を改めることとしたい。

(35) その後筑前では「芳之進」と名乗っていたが、天保四年(一八三三)  
八月さらに「吉之進」にあらためている。ただし、中津と完全  
に縁が切れたわけではなく、何度か大貞神能への出勤を依頼さ

れている。

(36) 表章氏「明和改正謡本の周辺」(『能樂史新考(二)』所収)。なお、  
神澤杜口は、京觀世の謡を習っていた。京觀世は「明和の改正」  
によつて「江戸風」の謡を強制されたので、よけい反発が強かつ  
たと考えられよう。